

鹿児島工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメント防止等に関する規則（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、本校の職員・学生等及び本校の関係者による、本校内外でのハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本校における職員、学生等が、個人として尊重されるハラスメントのない健全な環境をつくることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (5) その他のハラスメント 第2号から第4号に準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就労・修学環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して不利益を受けることをいう。
- (7) 監督者 校長、教務主事、学生主事、寮務主事、課長相当以上の職員その他、校長が指定する教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者をいう。
- (8) 教職員 本校に就労するすべての者をいう。
- (9) 学生等 学生、科目等履修生、研究生、聴講生等学校で修学するすべての者をいう。
- (10) 関係者 学生等の保護者、関係業者等教職員又は学生等と就労又は修学上関係を有する者をいう。

(職員及び学生等の責務)

第4条 職員及び学生等は、ハラスメントの防止対策について、機構規則第6条に定める

もののほか、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 個人の尊厳や名誉、プライバシー等の人格、勤務環境、修学環境等を害することとなるハラスメントをしないよう、各人がその発言や行動に十分注意すること。
- (2) 勤務環境、修学環境等は、職員、学生等の協力の下に形成されるものであることから、本校の構成員として、良好な環境等の維持・確立に努めること。
- (3) ハラスメントの被害を防止し、又は深刻なものにしないよう、相手に対する明確な意志表示等の行動をためらわないこと。

(監督者の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者（係長等を含む。）は、機構規則第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に注意して、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員及び学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 日常の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(校長の責務)

第6条 校長は、職員及び学生等がその能率を十分に発揮できるような勤務環境及び修学環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 2 校長は、本校のハラスメントに関し総括する。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第7条 本校に、ハラスメントの発生を未然に防止する啓発活動・教職員への研修の実施およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な措置を迅速かつ適切に実施するために、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

- 2 防止・対策委員会は、防止・対策委員会の審議事項等について、校長に報告しなければならない。
- 3 防止・対策委員会に関することについては、別に定める。

(苦情相談)

第8条 苦情相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 他の者がハラスメントをされているのを見るなどして不快に感じる職員、学生等及

び関係者からの苦情の申出

- (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員・学生等からの相談
- (3) 部下等からハラスメントに関する相談を受けた監督者等からの相談

(ハラスメントに対する組織及び機構)

第9条 校長は、ハラスメントが生じた場合に対応するため、苦情相談を受ける相談窓口及び相談員（以下「相談員等」という。）並びに苦情相談を総括する総括相談員を置かなければならない。

- 2 校長は、相談者が相談員等の苦情相談に納得しなかった場合に、事実関係を調査するために、ハラスメント調査委員会を置かなければならない。
- 3 ハラスメントに対する組織及び機構は、別図のとおりとする。

(相談員等)

第10条 ハラスメントに係わる苦情相談に適切に対応するため、相談窓口として、相談員及び学生何でも相談室の相談員を置く。

- 2 相談員の業務は、次に掲げる事項とし、人権及びプライバシーを尊重し、相談者が依頼し、安心して相談できるよう配慮して対応しなければならない。
 - (1) 苦情相談に対する助言
 - (2) 相談者の要望事項の確認
 - (3) 相談記録の作成
 - (4) ハラスメント調査委員会が行う事実関係調査への協力
 - (5) その他ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応
- 3 相談員は、防止・対策委員会が主催するハラスメントに関する研修又は説明会への参加等を通じて、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題への理解を一層深めるよう努力しなければならない。
- 4 相談窓口で受けた苦情相談については、同窓口で適切に対応又は総括相談員に報告する。なお、苦情相談には、複数の相談員で対応するとともに、相談者と同性の相談員を同席させなければならない。
- 5 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 校長が、リベラルアーツ系から指名する教員 1名
 - (2) 校長が、各類から指名する教員 各1名
 - (3) 総務課長及び学生課長
 - (4) 看護師
 - (5) 人事係長
- 6 校長は、苦情相談に円滑に対応するため、前項各号に定めるもののほか、別に相談員を若干名指名することができる。

- 7 校長は、相談員等の氏名を、職員・学生等に周知し、相談者は、相談窓口又は相談しやすい相談員に相談する。
- 8 相談員等は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等を行うなど、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。また、相談員等は、苦情相談の具体的事項を総括相談員に報告する。
- 9 相談員等は、苦情相談に応じた結果、相談者が納得しなかった場合には、総括相談員に報告する。
- 10 第5項第1号、第2号及び第6項の相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総括相談員)

- 第11条 相談窓口から報告を受けた総括相談員は、必要に応じ、その苦情相談を慎重に検討の上、適任の相談員に付託する。
- 2 総括相談員は、学生主事及び総務課長をもって充てる。
 - 3 総括相談員は、相談員等からの報告事項について、迅速に校長に報告しなければならない。

(ハラスメント調査委員会)

- 第12条 本校に、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、必要な措置を迅速かつ適切に実施するために、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 2 調査委員会は、当事者及び関係者のハラスメントの事情を聴取し、事実関係を調査するとともに、その調査結果を防止・対策委員会に報告しなければならない。
 - 3 調査委員会に関することについては、別に定める。

(ハラスメントに対する措置等)

- 第13条 ハラスメントに関する事項については、学生等の処分等を含め、全て防止・対策委員会で処理する。
- 2 ハラスメントの事実関係があり、処分又は就労上及び修学上の環境改善を行うことが必要であると認められた場合は、校長は必要な措置を講じなければならない。
ただし、裁判による訴訟が進行する場合には、判決が出た後、行政処分等を含めて検討するものとする。

(カウンセラー)

- 第14条 カウンセラーは、本校のハラスメントのアドバイザーとする。

(指針)

第 15 条 ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項及びハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項については、国立高等専門学校機構が定める「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」に十分留意しなければならない。

(プライバシー等の保護)

第 16 条 ハラスメントに関する対応にあたっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益扱いの禁止)

第 17 条 校長、監督者、その他の職員及び学生等は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して、正当な対応をした職員、学生等又は関係者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(遵守義務)

第 18 条 苦情相談に関係した者は、当該苦情相談への対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(調査結果への対処)

第 19 条 校長は、ハラスメント防止・対策委員会の報告を受け、懲戒処分等の必要があると認めた場合は 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 30 号）に基づく懲戒処分等に必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 20 条 ハラスメントに関する事項について、特別な事情が生じた場合は、防止・対策委員会で協議の上、前項までの規定によらず弾力的に対応することができる。

(事務)

第 21 条 防止・対策委員会に関する事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第 22 条 この規則に定めのない事項については、防止・対策委員会において検討の上、対応する。

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第 11 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び同条第 5 項に定める相談員の任期は、同条第 9 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

ハラスメントに対する組織及び機構図

